

エネルギー特別会計の制度改革について

いわゆる「行政改革推進法」に基づき、以下の制度改革を行う。（通常国会に「特別会計に関する法律案」が提出されている。）

1. 石油特会と電源特会とを統合し、「エネルギー対策特別会計」を創設する。
2. 電源開発促進税が特別会計に直入される構造を見直し、石油石炭税のように一般会計から必要額を特別会計に繰り入れる仕組みとする。
 ただし、将来、原子力の立地・更新等の進展等により財政需要が増大した場合には、一般会計に留保された金額を含めて、エネルギー対策特別会計に必要額を繰り入れることとする。

